

社会福祉法人長柄町社会福祉協議会 ボランティア登録要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長柄町（以下「本町」という）のボランティア活動推進のため、社会福祉法人長柄町社会福祉協議会（以下「社協」という。）が、ボランティア登録制度を設け、その登録の実施にあたり必要な事項を定めるものとする。

(登録要件)

第2条 登録しようとする団体及び個人は、次の各号の要件を満たなければならない。

- (1) 本町内に活動の拠点を有し、自発的にボランティア活動に取り組む団体または個人
- (2) 公益性や社会性のあるボランティア活動を目的とし、政治活動や宗教活動、営利活動を目的としないこと
- (3) 団体の場合は、組織の運営が適正かつ計画的であること
- (4) 社協の事業に連携や協力ができること

(登録の手続き)

第3条 登録を希望する団体及び個人は、次の各号の書類を社協会長に提出するものとする。

- (1) 団体登録については、ボランティア団体登録申請書（様式第1号）、規約又はこれに準ずるもの、会員名簿。
- (2) 個人登録については、ボランティア個人登録申請書（様式第2号）

(登録の承認)

第4条 社協会長は、前条の規定による登録申請書の提出を受け、その内容を審査し適当と認めたときは、登録決定通知書（様式第3号）を交付するものとする。

2 社協会長は、登録申込書を提出した団体及び個人が、次の各号のいずれかに該当するときは、登録を承認しないことができる。

- (1) 公益を害し、または秩序を乱す恐れがあると認められたとき
- (2) 第2条の要件に適合しないとき
- (3) 活動の内容が不適切と認められたとき

(登録の取り消し等)

第5条 次の各号に該当する場合は、登録を取り消すものとし、登録取り消し通知書（様式第4号）により通知する。

- (1) 第2条に定める要件に違反したとき
- (2) 登録した団体及び個人から登録を取り消す旨の申し出があったとき
- (3) 社協の名誉を毀損し、または著しく支障がある活動と認めたとき
- (4) その他、この要綱に照らし、登録することが不適切であると認めたとき

(登録の確認)

第6条 ボランティア団体は、登録内容の確認及び最新化を図るため、次の各号に定めるとおり、

「ボランティア団体登録・変更届出書（様式5）」を提出しなければならない。

- (1) 登録内容に変更があった場合は、速やかに届出書を提出すること。
- (2) 登録内容に変更がない場合は、毎年度末（3月末日）に届出書を提出すること。
- (3) 届出書の提出先は、社協とする。
- (4) 前各号の届出がない場合は、登録の継続意思がないものとみなし、登録を抹消することがある。

（個人情報の取扱い）

第7条 登録に関して知り得た個人情報については、社会福祉法人長柄町社会福祉協議会個人情報保護規程（平成30年4月1日施行）に基づき、適切に管理し、取り扱うものとする。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、社協会長が別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和7年10月29日から施行する。